

# MRワクチン（乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン）について

～予防接種に欠かせない情報です、必ずお読みください～

## 1. 病気の説明

### 麻しん

麻しんは「はしか」ともいわれ、麻しんウイルスの感染によって引き起こされる急性熱性発疹性の感染症です。麻しんウイルスは空気感染し、感染すると約10～12日の潜伏期の後に、「カタル症状（鼻汁、咳、結膜充血、めやに等）」とともに38℃以上の発熱が見られます。この状態が数日続いた後、いったん解熱するかに見えるものの再び高熱となり、全身性の発疹が現れて高熱はさらに4～5日続きます。

発疹が現れる前から「コプリック斑（周りが赤く中心が白い口腔粘膜にできる粘膜疹）」と呼ばれる粘膜疹が頬の内側に認められ、その直後から発疹が出現します。発疹は高熱とともに数日で消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

麻しんウイルス感染により、免疫機能低下をきたすため、合併症として肺炎や中耳炎、脳炎を発症する場合があります。脳炎の合併率は約1,000人に2人とされています。また、麻しんにかかると、数年から10数年経過した後に、亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という重い脳炎を発症することがあります。これは麻しんにかかった者のうち約100万人に21人の割合とされています。

### 風しん

風しんは、風しんウイルスの感染によって引き起こされる急性熱性発疹性の感染症です。風しんウイルスは、感染者の咽頭から排出されて、飛沫感染します。発疹の出る1週間前から、発疹が出たあと1週間くらいまでは感染力があるといわれています。

感染すると、2～3週間の潜伏期間の後、主な症状として発疹、発熱、リンパ節腫脹が見られます。眼球結膜の充血や肝機能障害なども見られ、年長児や成人では関節炎の頻度が高いとされています。

合併症として、血小板減少性紫斑病が3,000人に1人、脳炎が6,000人に1人、まれに溶血性貧血もみられます。また妊娠初期に、妊婦が風しんウイルスに感染すると、胎児に感染し、先天性風しん症候群（難聴、先天性心疾患、白内障及び網膜症等）などの障害をもった赤ちゃんが生まれる可能性があります。

## 2. 接種について

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用し、1歳～2歳未満の間に1回、小学校就学前の1年間（5歳～7歳未満）の間に1回で、合計2回皮下に接種します。接種量は毎回0.5mlです。

## 3. ワクチンの効果と副反応について

ワクチンの添付文書（臨床成績）によると、本ワクチンを健康小児に接種した場合、麻しん風しんともに90%以上が免疫を獲得できるとされています。

本ワクチンを接種した場合の副反応ですが、主な副反応は、発熱（27.3%）や、発疹（12.2%）で、これらの症状は接種後5～14日の間に多くみられますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。

報告されている副反応はその他、過敏症（発疹・じんましん・<sup>こうはん</sup>紅斑・<sup>しょう</sup>そう痒（かゆみ）・発熱）、全身症状（発熱・発疹・だるさ）、局所症状（発赤・腫脹・<sup>こうけつ</sup>硬結等）が挙げられています。

重大な副反応として、非常にまれですが、次のような副反応が報告されています。

- アナフィラキシー様症状（じんましん・呼吸困難・口唇浮腫・咽頭浮腫等）
- 急性血小板減少性紫斑病（本症が疑われる場合、紫斑・鼻出血・口腔粘膜出血等があらわれます）
- 脳炎、脳症、けいれん等

#### 4. 予防接種を受けに行く前に（一般的注意事項）

予防接種は体調のよい時に接種を受けるのが原則です。日頃からお子さんの体質・体調等の健康状態によく気を配って下さい。何か気になることがあれば、かかりつけの医師や保健センターにご相談ください。安全に予防接種を受けられるよう、以下の注意事項を確認したうえで、予防接種を受けるかどうかご判断ください。

- ①接種当日はお子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところがないことを確認してください。体調が悪く思ったら、かかりつけ医に相談のうえ接種の判断をして下さい。
- ②受ける予定の予防接種について、通知や説明等をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解して下さい。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
- ③**母子健康手帳は必ず持参**していきましょう。
- ④予診票は接種する医師への大切な情報です。責任をもってしっかり記入ください。
- ⑤医療機関へはお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が連れて行って下さい。

予防接種は、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り、接種が行われます。

#### 5. 予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）をしている方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合、及び免疫抑制を来す治療を受けている場合
- ⑤現在妊娠をしている方、またはその可能性がある方
- ⑥その他、医師が接種は不適當な状態と判断した場合

#### 6. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ①予防接種を受けたあと 30 分程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、1 週間は副反応の出現に注意して下さい。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④当日ははげしい運動はさけましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

#### 7. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になった場合、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
  - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害時養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められて金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する、または障害が治癒する期間まで支給されます。
  - 健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
  - 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、保健所、福生市保健センターへご相談ください。